

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案 概要

令和3年8月
職業安定局雇用保険課

1. 改正の趣旨

- 令和3年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）において、「各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する」こととされている。

※ 以下の4種類のいずれかに統合することとされている。

- ① 運転免許証サイズ（3.0cm×2.4cm）
- ② 履歴書サイズ（4.0cm×3.0cm）
- ③ パスポート規格（4.5cm×3.5cmで顔中心の人物配置）
- ④ 大型サイズ（6.0cm×4.0cm）

- これを踏まえ、国民から写真の提出を求めている雇用保険関係手続について見直しを行うため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）について所要の整備を行う。

2. 改正の概要

- 以下に掲げる写真の提出を求める雇用保険関係様式について、提出を求める写真のサイズを「3×2.5」から「3×2.4」に改めることとする。

- ・ 雇用保険被保険者離職票－2（様式第6号（2））
- ・ 雇用保険受給資格者証（様式第11号）
- ・ 雇用保険高年齢受給資格者証（様式第11号の2）
- ・ 雇用保険特例受給資格者証（様式第11号の3）
- ・ 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格者証（様式第33号の2の3）

- その他所要の規定の整備を行う。

3. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条及び第82条

4. 施行期日等

公布日 令和3年9月下旬（予定）
施行期日 令和3年9月28日（予定）

II 分野別実施事項

6. その他横断的課題

(2) 各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	各種申請等で提出する写真サイズ・撮影時期の統合	各種申請等で提出する写真について、サイズや撮影時期が多岐にわたり不便なことから、原則として、サイズを運転免許証サイズ・履歴書サイズ・大型サイズ又はパスポート規格のいずれかに統合し、撮影時期が現状6か月未満のものは6か月以内に統一する。さらに、写真の電子的提出も推進する。	令和4年度措置	全府省